

会津若松市再エネ 100%電力促進補助金交付要綱

(令和8年5月22日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けた取組として、本市における脱炭素化を促進し、もって地球温暖化対策の推進を図るため、再生可能エネルギー100%由来の電力(以下「再エネ100%電力」という。)に切り替える者に対し、予算の範囲内において会津若松市再エネ100%電力促進補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関して、会津若松市補助金等の交付等に関する規則(平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再エネ100%電力 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の再生可能エネルギー源によって発電された電力であって、再生可能エネルギー由来の電力(再生可能エネルギー指定の非化石証書等の使用により、実質的に再生可能エネルギーとなる電力をいう。)の割合が1年間の総電力供給量の100%であるものをいう。
- (2) 小売電気事業者等 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者及び、小売電気事業者が供給する電気の取次ぎを行う事業者をいう。
- (3) 会津エネルギーアライアンス 本市において、相互の連携と協力を促進し、相互の成長と競争力の向上を図るとともに、会津産再生可能エネルギーの地産地消、自立分散型電源の確立と、エネルギーマネジメント普及などの効率的なエネルギー利用を推進すること、会津地域の課題解決に貢献する活動を行うことで、将来にわたって持続力と回復力のある力強い会津地域社会と、安心して暮らすことのできるまちづくりを実現することを目的とした企業、団体及び再生可能エネルギー利用者で構成される枠組をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、15千円とする。ただし、会津コイン(一般社団法人AiCTコンソーシアム(以下第12条において「コンソーシアム」という。)が企画し、株式会社みずほ銀行が発行する対象商品の代金支払に利用することが可能な電磁的記録をいう。以下同じ。)を支給する方法により交付する場合には、20千円に相当する分とする。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により記録されている住所をいう。以下同じ。)を有し、次のア、イのいずれかに該当する者
 - ア 市内に存する自らの住宅(店舗、事務所等と兼用している場合を含む。以下同じ。)の電力契約を再エネ100%電力メニューに切り替えた者
 - イ 市内に存する賃貸住宅等に居住し、電力契約を再エネ100%電力メニューに切り替えた者
- (2) 会津エネルギーアライアンスに加盟している小売電気事業者等の再エネ100%電力メニューを利用していること。
- (3) 再エネ100%電力メニューの切替日から起算して30日以上1年以内であり、補助金交付申請時において、当該電力契約を継続していること。
- (4) 市税を完納している者

- 2 前項の場合において、当該補助対象者が単身赴任等の特別な理由により一時的に市内に住所を有しないときは、当該者と生計を一にする者（市内の当該住宅に居住しており、かつ、市内に住所を有している者に限る。）を補助対象者とみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。
 - (1) この要綱による補助金の交付の対象となった住宅又は賃貸住宅等であり、補助金の交付を受けた者と同一人物である者又は、補助金の交付を受けた者と生計を一にする者が申請を行った場合。
 - (2) この要綱の施行の日の1年以前から途切れなく再エネ100%電力メニューによる電力供給を受けている者が、同一又は異なる小売電気事業者等の再エネ100%電力メニューに切り替えた場合。
 - (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める場合。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小売電気事業者等の再エネ100%電力メニューの切替日から起算して30日以上経過した後、1年以内に再エネ100%電力促進補助金交付申請書（第1号様式）（以下この条において「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者本人の住民票（発行日が申請日から3月以内のもの）。ただし、交付申請書により同意した場合は、提出を省略することができる。
- (2) 申請する年度を含む過去3年分の市税の納税証明書（申請者本人のもの（共有分を含む）であり、発行日が申請日から3月以内のもの）。ただし、交付申請書により同意した場合は、提出を省略することができる。
- (3) 再エネ100%電力メニューの切替直前及び切替後1か月分の電力請求明細書等の写し
- (4) 再エネ100%電力メニューの契約内容、住所及び供給地点特定番号が確認できる書面の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（決定の通知）

第6条 市長は、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、申請者にその理由を付してその旨を通知しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第7条 前条第1項の規定により通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、再エネ100%電力促進補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第8条 補助決定者は、交付決定の通知を受けた日から起算して2年以内に、再エネ100%電力以外の電力メニューに切り替えた場合は、交付した補助金に相当する金額を現金で返還しなければならない。

- 2 補助決定者は、市と小売電気事業者等が補助決定者の契約内容や使用電力量に関するデータを確認及び共有することについて同意しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、規則第17条の規定により、前項の規定による取消しをした場合において、当該補助決定者に既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付手続きの特例)

第10条 補助金の交付に係る手続については、規則13条に規定する手続を省略するものとする。

(協力の要請)

第11条 市長は、補助決定者に対し、必要に応じて契約内容及び使用電力量に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(留意事項)

第12条 第3条の規定に基づき補助決定者に交付する会津コインを用意するためにコンソーシアムが必要とする経費の負担について、必要な事項は別に定める。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。